

鹿児島市の発達支援体制と児童発達支援事業につながるまでの流れ

鹿児島市母子保健課

鹿児島市の人口・出生数

- 面積 547,55km²
- 推計人口（令和8年4月1日現在）
57万6,783人
- 年間出生数（令和6年）
3,741人
- 合計特殊出生率

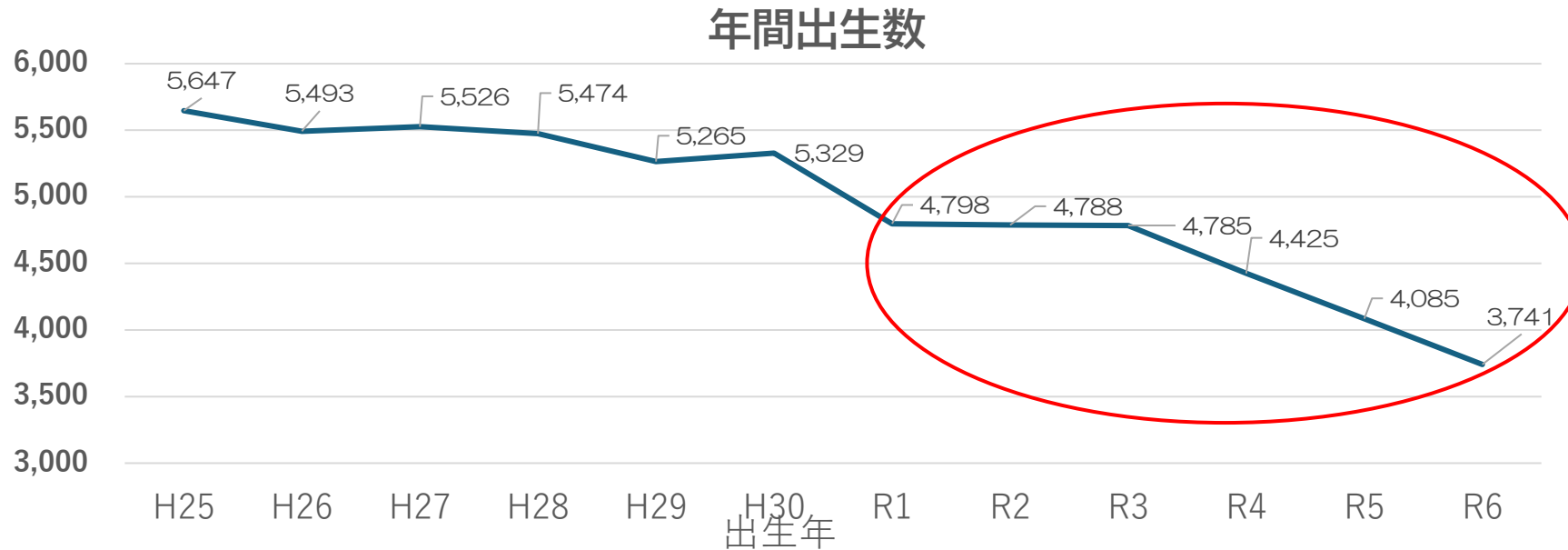
	（令和6年）	（令和5年）
市	1.23	1.31
県	1.38	1.48
国	1.15	1.20



鹿児島市の出生数の推移

(人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
出生数（年）	5,647	5,493	5,526	5,474	5,265	5,329	4,798	4,788	4,785	4,425	4,085	3,741
前年比		-2.7%	0.6%	-0.9%	-3.8%	1.2%	-10.1%	-0.2%	-0.1%	-7.5%	-7.7%	-8.4%
対H25比		97.3%	97.9%	96.9%	93.2%	94.4%	85.0%	84.8%	84.7%	78.4%	72.3%	66.2%



少子化が進行しています

鹿児島市の母子保健体制

R6年度～母子保健課機能と児童福祉機能を一体化した

「こども家庭センター」を設置

こども未来局 母子保健課

- 母子保健事業の企画、予算化、事業の取りまとめ
- 乳幼児相談窓口
- 巡回発達相談
- 総合発達相談会等

保健部：5保健センター 福祉支援部：5保健福祉課

- 地区担当制による支援
- 1歳6か月児健診
- 3歳児健康診査
- すくすく親子教室
- ひだまり発達相談
- その他

こども未来局 こども家庭支援 センター

児童虐待対応窓口

連携を図りながら、切れ目のない支援を目指しています

子どもすこやか安心ねっと事業

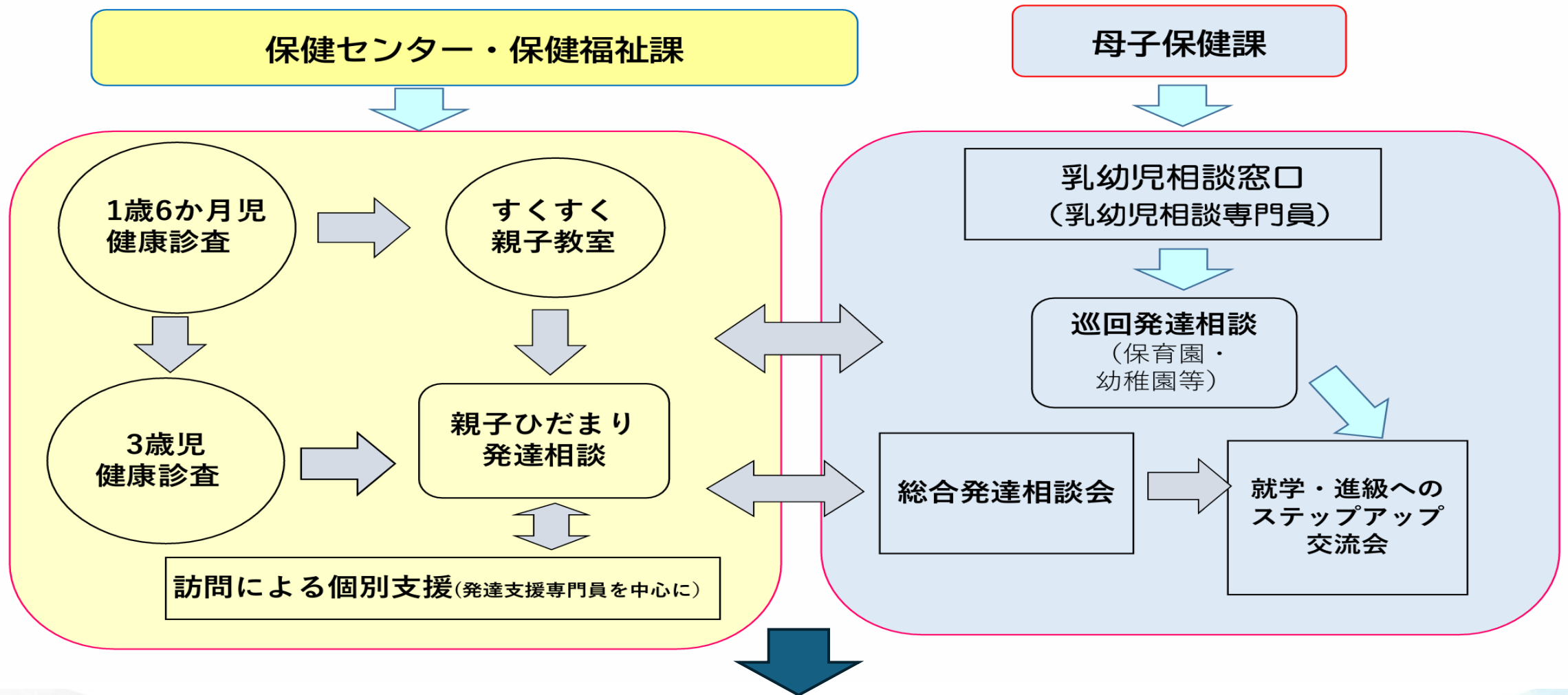
【目的】

関係機関の連携のもと、子どもの発達段階に応じた支援体制を整備し、子育てに関する保護者の不安の軽減を図り、子どもの健やかな発達を促す。

【関係法令等】

- 乳幼児発達相談支援事業の実施について
- 発達障害者支援法

鹿児島市子どもすこやか安心ねっと事業の体制図



健診や相談等でのアセスメントの結果、「児童発達支援事業」の利用が望ましいと判断した場合は、療育を紹介。※対象児の状況を総合的に勘案して判断します。

すくすく親子教室

1歳6か月健診などで言葉の遅れなど経過観察の必要な子どもと保護者を対象に、発達支援のための親子遊びを実施し、発達の気がかかりな子どもの経過観察を行うとともに子どもへの関わり方を学ぶ場。

- ・【開催回数】12回/年
- ・【実施場所】各保健センター
- ・【対象者】1歳6か月～2歳半頃まで
- ・【参加回数】概ね3～6回程度

R8年度
すくすく 親子教室

2歳のお誕生月頃までを目安
とした、連続参加の教室

<日 時> 第3火曜日 9:00～11:00頃
<場 所> 南部保健センター 2階

4月21日	5月19日	6月16日
7月21日	8月18日	9月15日
10月20日	11月17日	12月15日
令和9年1月19日	2月16日	3月16日

当日の流れ

9:00～ 受付 自由遊び

9:30 朝のごあいさつ

9:40～ 親子ふれあい遊び

休憩・水分補給

課題遊び

絵本の読み聞かせ

11:00 さようなら

朝が早いですが、気持ちの準備をする大切な時間です。
受付時間までにお越しください。

<持ってくるもの>
・連絡帳・汗拭きタオル
・子どもさんの飲み物
・遊びに必要なもの
→連絡帳に記載しています

・親子でふれあい遊びをします。
・保護者の方も動きやすい服装でお越しください。
・お休みするときは「欠席」の連絡をお願いします。
・連絡帳にはお家での様子や気づいたことなどを記入してお持ちください。

問い合わせ先 南部保健センター 099-268-2315

すくすく親子教室 参加申込書

お子様のお名前: _____ 連絡先: _____

・ 月から参加

・ 連絡帳 (済 ・ 未) ・ 託児 (有 ・ 無)

親子ひだまり発達相談

言葉が遅い、発達の遅れがある、子育てがうまくいかない等の悩みをお持ちの保護者に対して、心理相談員や言語聴覚士、作業療法士等による個別の相談。お子様の発達支援のために、関係機関との連携や情報提供に努めます。

【開催場所】

5保健センター、松元保健福祉課

【開催日時】

- ・定例日 各12回/年（チラシ参照）
- ・定例日以外：相談に応じて、随時対応

【所要時間】 1組60分程度

【申し込み】 要予約 各実施センターへ

令和8年度

親子ひだまり発達相談のお知らせ

言葉が遅い、発音が気になる、落ち着きがない、お友達と遊べない、かんしゃくがおさまらない等子育ての悩みは様々です。お子さまの言葉の育ちや発育・発達に関わる悩みをお持ちの保護者のご相談に、心理発達相談員や言語聴覚士、作業療法士、保健師等が応じています。予約制となっておりますので、各保健センター・保健福祉課へお問い合わせください。下記以外でも対応できる日があります。ご相談ください。

場 所	北部保健センター	東部保健センター	西部保健センター	中央保健センター	南部保健センター	松元保健福祉課
電 話 ☎ (099)	244-5693	216-1310	252-8522	258-2370	268-2315	278-5417
第・曜日	第3水	第2水	第4水	第2金	第3金	第2木
開設時間	午前9時～12時、午後1時～4時（相談は、1組60分程度）					
4月	15	8	22	10●	17	9
5月	20	13●	27	15 (第3)	15	14
6月	17	10	24	12	19	11
7月	15	8	22	10	17●	9
8月	19	12	26	14●	21	6(第1)
9月	16	9	30 (第5)	11	18	10
10月	21	14●	28	9	16	8
11月	18	11	25●	13	20	12
12月	16	9	23	11	18	10
1月	20●	13	27	8	15	14
2月	17	10	24	10 (第2水)	19●	4(第1)
3月	17	10	24	12	19	11

●：作業療法士に相談できる日です

※吉田、郡山、桜島、喜入での相談を希望される方は、下記へお問い合わせください。

吉田保健福祉課：294-1215 郡山保健福祉課：298-2114 桜島保健福祉：293-2360

喜入保健福祉課：345-3755 母子保健課：216-1485 市外局番は（099）です



乳幼児相談窓口

乳幼児の子育てや、発育・発達についての気がかりなことなどを電話や来所で相談できる。

【相談員の職種】

保健師、心理発達相談員
作業療法士、言語聴覚士

【場所】 母子保健課

【時間】 平日（日祝除く）

- ・ 電話 8:45～16:30
- ・ 面接 事前申し込み後、日程調整

作成：R8年5月

かごしま市

乳幼児相談窓口のご案内

～ひとりで悩まず、ご相談ください～



ことばが遅れているような気がする・・・
お友達と遊べない、もっとお友達と楽しく遊んで欲しい・・・

赤ちゃんの体重が増えているか心配・・・
赤ちゃんのことがもっと知りたい
（うんち・おしっこ・お熱などが分からない）・・・
など・・・

子育てや、お子さまの発育・発達についての気がかりなことなど、お電話や来所での相談をお受けします。

乳幼児相談窓口

TEL 099-216-1485

メール nyuyojisodan@city.kagoshima.lg.jp

【相談時間】 8:45 ～ 16:30

★月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除く）

【場所】 鹿児島市母子保健課（山下町11-1）

巡回発達相談

発育・発達の気がある子供に対して、乳幼児相談専門員が保育園、幼稚園、託児所等へ巡回して、園での様子をみたりお話を伺いながら、お子様に合った関わり方や日常生活での支援についてアドバイスを行います。

【利用の流れ】

①園より、希望日の3週間前までに専用の申込フォームで申請を行い、母子保健課と日時調整する。

②情報提供書を母子保健課へ送付

③当日までに詳細の打ち合わせを行い実施

【相談後の対応】

相談後の支援については、園の先生から保護者へ説明

※希望があれば、保護者面談も可能



巡回発達相談のご案内



【ことば】

- ・言葉が遅い
- ・会話が続かない
- ・全体指示が入りにくい

【行動面】

- ・落ち着きがない
- ・かんしゃくが激しい
- ・こだわりが強い

お子さんへの対応に
悩んでいませんか？

【運動面】

- ・姿勢が崩れやすい
- ・動きがぎこちない
- ・手先が不器用

【人との関わり】

- ・集団行動が苦手
- ・1人遊びが多い
- ・相手の気持ちが分からない

巡回発達相談では、支援について一緒に考えます！

保育園や幼稚園、託児所等へ、市の乳幼児相談専門員がお伺いし、気があるお子さんの発達や行動について、園での様子をみたりお話を伺いながら、お子様に合った関わり方や日常生活での支援についてアドバイスを行います。



<ご利用の流れ>

- ① まずは、園より、右の二次元コードからお申込みください。
- ② 受付後、母子保健課より「情報提供書の様式」がメールで届きます。
- ③ 情報提供書を母子保健課へメール又はご郵送ください。
- ④ 対象児の人数や年齢、状況を確認後、実施日を決定
- ⑤ お電話にて事前打ち合わせ



申込みは
こちら

R7.12.1から、新フォーム
で対応中

※申込みは、園からの申込みとなります。
保護者が希望される場合は、園を通じて
お申込みください。
※実施可能日は、土日祝以外の平日です。

鹿児島市巡回発達相談

詳細はホームページで検索！

【問い合わせ先】

鹿児島市母子保健課

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

TEL: 099-216-1485

Eメール:

boshihoken@city.kagoshima.lg.jp



総合発達相談会

お子様の発育・発達に関わる悩みをお持ちの保護者を対象とした、医師、心理発達相談員、作業療法士、言語聴覚士、特別支援教育コーディネーター及び保健師等の複数の専門家による個別相談会

【申込み先】

母子保健課（電話 216-1485）

【実施回数】 年4回

【場所】 西部、南部、中央、東部の4保健センターで各1回

令和8年度 総合発達相談会のお知らせ

お子さまの発育・発達に関わる悩みをお持ちの保護者を対象とした、医師、心理発達相談員、作業療法士、言語聴覚士、特別支援教育コーディネーター及び保健師等の複数の専門家による個別相談会です。

お子さまの健やかな発達をうながすために、保護者への助言・情報提供や関係機関との連携に努めます。安心してご相談ください。

予約制となっておりますので、詳しくは、母子保健課へお問い合わせください。

月	日・曜日	場 所	時間の流れ
令和8年 6月	25日 (木)	西部保健センター	【受付・自由遊び】 12:30～13:00 場所や雰囲気になじめるように、おもちゃを使って自由に遊びます。
9月	25日 (金)	南部保健センター	【親子遊び】 13:00～13:30 専門の保育士と一緒に親子遊び♪（集団） 【個別相談】 13:30～16:00
12月	7日 (月)	中央保健センター	お子さまの様子や保護者の相談内容に応じてそれぞれの専門家による個別相談を実施します。親子遊びの様子や個別相談の結果から、一人ひとりに応じた支援を検討し、今後のアドバイスをを行います。
令和9年 3月	4日 (木)	東部保健センター	

★持参するもの★

・水分補給用の飲み物、お子さんのお着替え、母子健康手帳

★申込み方法★（要予約）

右の二次元コードから、各開催の10日前までにお申込みください。
後日、母子保健課から確認のためご連絡を差し上げます。

申込みはこちらから➡



【問い合わせ先】

鹿児島市役所こども未来局
母子保健課
住所：山下町11-1
TEL：099-216-1485

児童発達支援の申請・利用開始までの流れ

①紹介

1歳6か月児健診や3歳児健診、母子保健課や保健センターでの各種発達相談、または医療機関で療育の利用を勧められたら、障害福祉課や市基幹相談支援センター、相談支援事業所、児童発達支援センター等に相談

②申請

見学などにより、利用する事業所が決まったら、障害福祉課、支所福祉課、保健福祉課へ利用申請。

③決定・通知

申請時の聞き取りや、提出のあった利用計画案を勘案し、サービスの支給日数などを決定し、申請者に決定内容通知書と通所受給者証を交付。

④サービスの利用開始

相談支援事業所が「児童支援利用計画」を作成し、児童通所事業所と契約を結び利用開始

⑤モニタリング

モニタリング期間ごとに、児童発達支援事業所は児童のサービス利用状況を検証し、「児童支援利用計画」の見直しを行う。

保育園や幼稚園等からの「児童発達支援の支給決定に係る意見書」について

- ・令和7年10月からの新規受付分より変更

- ➡（令和7年8月に、鹿児島市障害福祉課から市内の保育園、幼稚園、認定こども園、認可外保育所及び事業所へ通知）

- ・変更内容

- ①園からの意見書を用いる際は、標準的な様式として新様式の活用を（但し、同様の基本的項目が入っていれば任意様式でも可。基本的項目として、母子保健部門での相談の確認、児の様子や療育が必要と考えられる理由、保護者同意（署名）は必須
- ②過去に母子保健課や保健センターでの相談がなく、療育を勧められていない場合は、記載前に母子保健課や保健センターに相談の勧めをお願いします。

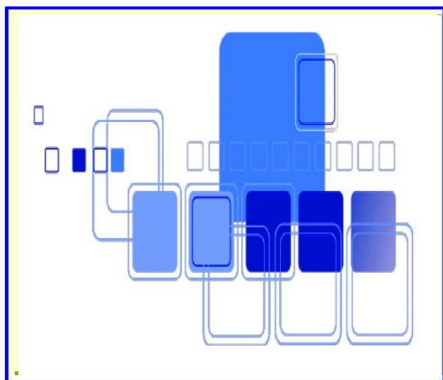
Q1 なぜ、母子保健部門での相談が必要なのですか？

（回答）国の事務処理要領にて、「手帳を有しない又は、手当等を受給していない場合、市町村は、当該児童が療育・訓練を必要とするか否かについて、市町村保健センター、児童相談所、保健所等に意見を求めることが望ましいものとする。」とあるため準じています。

Q2 保健センターや母子保健課への相談や療育紹介までにはどの位時間がかかるのですか？

（回答）発達相談は予約制のため、概ね1か月程度お待ちいただくことが多い状況です。また、相談の結果、必ずしも療育紹介されるとは限らず、ご家庭や園での関わり方や環境調整等の助言を行ったり、園での様子を見に行かせてもらうこともあります。療育の紹介までにかかる時間は、状況によりさまざまであるため、一概にお答えすることは難しいです。

幼稚園・保育所・認定こども園における 特別支援教育の充実



令和7年7月

鹿児島県教育委員会



まずは、集団から そして、個へ

まずは、集団における環境の整備を行い、次に個別の配慮を検討し、そして、関係機関との連携と、ステップを踏んで体制を整えましょう。



鹿児島県教育委員会ホームページの「幼稚園・保育所・認定こども園における特別支援教育の充実（令和7年7月）」より転載

（実態把握）

「幼児の活動上、または生活上の困難が見られる。」



（全職員が検討）

全ての幼児が過ごしやすい環境が整備されているか確認しましょう。

→ 8・9ページへ

☐ 十分な効果が見られない

☐ 効果が見られる



支援の継続

（担任・園内委員会を中心に検討）

個別の配慮（合理的配慮を含む）を検討しましょう。

→ 10～13ページへ

☐ 十分な効果が見られない

☐ 効果が見られる



支援の継続

（園内委員会を中心に検討）

関係機関との連携を図りましょう。

→ 14～27ページへ

(3) 全ての幼児が過ごしやすい環境の整備

(全職員が検討)

全ての幼児を対象に、視覚支援やルールの明確化などのユニバーサルデザインの視点を取り入れて、過ごしやすい環境を整備します。

鹿児島県教育委員会ホームページの「幼稚園・保育所・認定こども園における特別支援教育の充実（令和7年7月）」より転載

- ☐ 注意・集中がしやすいように掲示物を精選します。
- ☐ 活動の順番を伝えるなど見通しがもてるような工夫をします。
- ☐ 指示等を視覚的に提示するなど、分からないときに確認できるような工夫をします。
- ☐ 活動や時間のメリハリを付けるために、動作を取り入れたり、友達と対話したりするなど、活動のバリエーションを豊富にして、集中が持続するような工夫をします。
- ☐ 複数の活動内容を準備するなど、幼児が自分で選択しながら活動できるような工夫をします。
- ☐ 称賛や振り返りの場面を設定するなど「できた！」を実感できるような工夫をします。





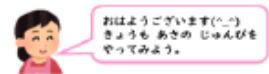
みんなが分かる環境の整備：「構造化」

「構造化」とは、内容を整理し、幼児が理解しやすいように段階的に提示する手法です。日常における学習や生活場面において、場所や時間、活動を視覚的に提示することで、幼児自身が、「今、何をすべきか」が分かりやすくなります。



幼児の中には、コミュニケーションの困難さがあったり、言語の習得が困難だったりするために、言葉による説明だけでは理解が難しい場合があります。そのために、視覚的に得た情報を基に活動できるよう教室環境を整備していくことが大切です。

鹿児島県教育委員会ホームページの「幼稚園・保育所・認定こども園における特別支援教育の充実（令和7年7月）」より転載

<物理的構造化> 	活動する内容と場所を対応させます。 「どこで」、「何を」すればよいのかが分かり、取り組む課題に集中できるように、机や椅子の配置を工夫したり、情報を焦点化して必要な物だけ設置したりして、保育室の環境を整えます。										
<時間の構造化> 	活動の予定を視覚的に示します。 まず、何に取り組むのか、次にどんな活動をするのか、また、1時間・1日・1週間という期間の予定を視覚的に提示するなどの支援が大切です。										
<活動の構造化>  <table border="1"> <tbody> <tr> <td>① しーを ちょうめんにはる</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② えぶろんを ちいさい かごに いれる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ すいどうを おおきい かごに いれる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ はぶらしこっふいれを ふっくに かける。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ かばんを たなに なおす。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	① しーを ちょうめんにはる		② えぶろんを ちいさい かごに いれる。		③ すいどうを おおきい かごに いれる。		④ はぶらしこっふいれを ふっくに かける。		⑤ かばんを たなに なおす。		活動する順番や作業の手順を分かりやすくします。 どのような手順や方法で取り組むのか、ゴールはどこかなどを、あらかじめ見通すことができるように、幼児の状況に応じた具体的な提示が必要です。
① しーを ちょうめんにはる											
② えぶろんを ちいさい かごに いれる。											
③ すいどうを おおきい かごに いれる。											
④ はぶらしこっふいれを ふっくに かける。											
⑤ かばんを たなに なおす。											

(4) 個別の配慮（合理的配慮を含む）の検討

（担任・園内委員会を中心に検討）

集団での支援・取組でも本人が困難さを感じている場合には、個別の配慮を検討します。

鹿児島県教育委員会ホームページの「幼稚園・保育所・認定こども園における特別支援教育の充実（令和7年7月）」より転載

□ 個別の配慮について検討します。

- ・ 集中が困難な幼児には・・・

- 担任の近くで活動できるようにします。

- ・ 指示理解が困難な幼児には・・・

- 指示を短く一つずつ出します。

- 絵カードなど分かりやすい方法で提示します。



□ できることを考慮して、座席の配慮をします。

- ・ トラブルになるから席を離すのではなく、安心する、集中できる友達の近くに座席を置くなど肯定的な理由で決めます。

□ 園内委員会で個別の配慮について、支援のアイデアを出し合い、指導・支援の方針や在り方を検討します。

□ 幼児の実態を把握するとともに、保護者や関係機関との連携を図り、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成します。



個別の指導計画

保育計画は他の幼児と同じように作成しますが、対象児の支援に当たっては、教育課程(保育内容)を具体化し、一人一人のねらい、指導内容及び指導方法を明確にした個別の指導計画を作成することが大切です。



<個別の指導計画の作成にあたって>

- 対象児の姿から実態を把握します。

園生活の中での様々な場面で対象児の姿を観察します。また、対象児の現状、よさ、願い等について把握し、話し合いを通して多面的・多角的な視点で検討を行います。その際には、関係機関からの情報も活用し、客観的に対象児を捉える視点も大切にします。

鹿児島県教育委員会ホームページの「幼稚園・保育所・認定こども園における特別支援教育の充実（令和7年7月）」より転載

- ねらいを設定します。

対象児の姿から把握した実態について、困難さの原因を考えます。対象児の状態が他の幼児と同じように見えても、困難さの原因によって、ねらい、指導内容及び指導方法は異なります。対象児の具体的な姿をイメージして、ねらいを設定します。

- 具体的な指導内容や指導方法を考えます。

対象児の実態に応じたねらいを踏まえ、指導内容や指導方法を考えます。対象児が現在もてる力を発揮しながら他の幼児を含めた周囲の環境と関わるができるように、対象児のよさや困難さに応じた支援を行います。また、対象児だけの興味や関心を捉えるのではなく、他の幼児の興味や関心、遊びの様子などと関連付けながら、指導方法を考えます。

〔参考〕 個別の指導計画の様式例〔文部科学省〕

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1298214.htm

発達相談における基本的な心得

- 乳幼児期は発達の個人差が大きい時期であるため、**丁寧にアセスメント**を行いながら、早期発見・早期支援につながるよう努めます。
- 子育ての苦労や不安を受け止め、保護者の悩みや不安に寄り添えるよう支援します。
- 保護者が、我が子の個性や特徴を理解し、子どもの発達を促す関わり方を学び、**家庭や園での関わりや環境調整等に役立つようにアドバイス**します。
- 保護者へ、希望の持てる**見通しを伝え**、子どもが成長発達していく過程の楽しさや喜びの視点についても伝えられるように努めます。
- 子どもの状態のみでなく、保護者の受容状況等と兼ね合わせて支援します。
- 支援の必要性を一方的に伝えるのではなく、保護者が納得した上で支援に繋がります。
- 個々に把握された課題及び支援方法については多職種で検討します。

さいごに

- 子どもの発達特性の理解と支援の質の向上のため、アセスメント等に基づく支援の強化が重要です。
- 障害児に対する地域全体のインクルージョンの推進には、幼児期からの理解が必要なため、保育園、幼稚園との連携が求められます。
- 子どもと家族を中心に据え、保護者の不安に寄り添いながら、適切な時期に切れ目のない一環した支援が提供できる、関係機関同士の連携は欠かせません。
- 子どものウェルビーイングの向上のため、療育施設での5領域を中心とした支援と、必要に応じた重点的支援が望まれます。
- こどもは生活の中で育つことから、「本人支援」に加え「家族支援」「移行支援」「地域・地域連携」を合わせて行うことが基本です。